

第 29 回産業統計部会において出された意見等について

1 建設工事施工統計調査（以下「施工調査」という。）の抽出方法の見直しについて

① 施工調査の標本抽出の際、資本金階層別、業種別に抽出した標本数をさらに都道府県別に配分しているが、層が細かすぎることもあり、精度的に現行の方法が適当であるか否かを判断するには、相当の時間を要することが見込まれる。そのため、今回の部会では結論は出ないが、今後十分な検証を行う必要がある。

また、標本抽出時の業種については、建設業法上の許可業種である 28 業種ではなく、一部を統合した 21 業種で抽出を行っているが、その適否については判断できない。表章する目的は何か、例えば業種別の完成工事高を見たいのか、工事種別なのか、それを踏まえ現在の抽出方法で問題はないのかを検証する必要がある。

さらに、表章業種と層化業種が異なることが表章結果の精度に及ぼす影響についても十分検討すべきである。そのためには、標本抽出の際に設定される業種と表章される業種について、完成工事高等との関係が安定したものであるかどうかも検討しておく必要がある。

（回答）

施工調査は、行政施策上の利用を含めたユーザーのニーズを踏まえ、資本金階層別、業種別や地域別の表章を行うため、それぞれの表章に対応した抽出層を設定しているところであり、精度の確保、統計の継続性等の観点から、抽出層の設定方法について、今回の抽出方法見直し後の施工調査データを用いて、経年変化も勘案した検証を行って参りたい。

また、層化業種は、建設業者が複数の業種の許可を保有することが多く、それぞれの業種の関連性が強いことから 21 業種としており、表章業種は、建設業許可業種を基本とし、その上で日本標準産業分類を参考にしつつ、それぞれ主要な産業によることとし、32 業種による表章を行っているものであるが、今回の抽出方法見直し後の施工調査データや経済センサスのデータも活用し、表章業種と層化業種が異なることの影響、層化業種と表章業種に関する完成工事高ベースでの複数業種との関係を含め、経年変化も勘案した分析を行い、精度の確保、統計の継続性等の観点から、現行の抽出方法が的確かどうかについて検証を行って参りたい。

② 建設業法上、建設業の許可は業種ごとに行われているため、業種別許可の総数は約 140 万となり、1つの建設業者が複数の許可を受けていることがある。そのため建設業者が受けている業種の組み合わせから、施工調査の標本抽出を行う際の 1 業種を決定している。これについては、完成工事高等の情報が加味されていないため、詳細な分析を行い、この方法の妥当性を検証する必要がある。

(回答)

抽出にあたっては、建設業許可業者を母集団として抽出を行っているが、建設業許可業者は複数の業種の許可を保有している場合が多く、事前に完成工事高等の情報を把握できないことから、建設業界での許可業種の保有と施工の実態を踏まえて、層化する業種(21業種)の設定を行っているところであるが、この方法の妥当性について、今回の抽出方法見直し後の施工調査データや経済センサスのデータも活用し、経年変化も勘案した分析を行い、精度の確保、統計の継続性等の観点から、検証を行って参りたい。

③ 「一般土木建築工事業」、「土木工事業」、「建築工事業」は完成工事高に占める割合も高く、業種の性格も異なることから、施工調査の業種別・都道府県別の結果表章区分については、土木と建築を区別するなど、表章区分をより詳細にするための検討をして欲しい。

(回答)

施工調査の表章に当たっては、業種別・都道府県別のクロス集計区分における業種区分については、総合工事業、職別工事業、設備工事業を基本とし、一部業種のみについて表章区分としているが、動態調査の表章区分との整合性及びユーザビリティの向上の観点を踏まえ、32業種すべてにおいて、都道府県とのクロス集計を行う方向で見直すこととする。

2 施工調査の調査事項の変更について

① 施工調査の調査事項である「国内建設工事の年間受注高」の廃止については、動態調査の「受注高」で完全に代替が可能であるなら問題ない。しかしながら、今回の動態調査の推計方法を変更し、精度が向上することを前提としているため、「国内建設工事の年間受注高」をすべて廃止してしまうと、断層ができた場合に確認ができなくなる。代替が可能か否かを確認するため、「国内建設工事の年間受注高」の総額だけでも一定期間(1~2年程度)は、確認項目として残すべきではないか。

(回答)

施工調査の調査事項のうち、「国内建設工事の年間受注高」については、今回の変更において調査事項が増加することに対する調査対象者の負担軽減及び動態調査の「受注高」での代替性を勘案し削除することとしていたが、動態調査の「受注高」による推計方法の代替性が明確に確認できるまでは、別添1のとおり、「国内建設工事の年間受注高」の合計のみ調査事項として残すこととする。

② 事業税の取扱いについて、施工調査の調査事項である「租税公課」と経済センサスに係る建設業部門の調査事項である「租税公課」では定義が異なっているため、記入の手引きで明確に記載するなど配慮が必要である。

(回答)

施工調査の調査事項のうち、「租税公課」の定義については、記入の手引きにおいて説明しているところであるが、調査対象者の記入しやすさ等を勘案し、別添2のとおり、記入の手引きの記載内容を見直すこととする。

③ 産業連関表に活用するための調査事項の改善や経済センサスとの調査事項の関係整理については、今回追加する調査事項の精度や第1回の経済センサスの結果を確認した上で、見直しを検討すべき。

(回答)

産業連関表の付加価値と施工調査の付加価値との項目については、概ねそれぞれ対応しているのご指摘もいただいているが、本調査結果が活用されるよう、ユーザーのニーズを踏まえ、各調査事項の内容や定義については丁寧な説明を行って参りたい。

経済センサスの結果は、平成25年夏以降に確報が公表される予定であることに加え、施工調査で必要となる建設工事に係る数値を把握することができないため、現状ではその結果を施工調査に活用することはできないが、今回追加する調査事項の精度や経済センサスの結果を確認した上で、許可業者以外の建設業者の現況や施工調査に回答していない許可業者の実態の把握に活用することを検討して参りたい。

3 建設工事受注動態統計調査（以下「動態調査」という。）の抽出方法について

動態調査の抽出の際、完成工事高別、公共元請工事高別に抽出した標本数をさらに都道府県ごとに配分しているが、その方法が妥当か否かについては、十分検証する必要がある。今回は適否を判断できず、少なくとも平成12年の動態調査を創設した際の精度や検証結果が、現在でも同様の状態となっているのかの確認を行う必要がある。

(回答)

現在の動態調査の精度については、資料3のとおり、動態調査創設時と同程度であり、また、資料5-6のとおり、直近のデータに基づいた検証においても、抽出層毎の状況は現在も同程度であるとともに、業種毎の抽出率のバランスは取れていると考えているところである。

施工調査の抽出方法の見直しにより、第1層である施工調査の精度向上が見込まれ、第2層である動態調査についても精度向上が期待されることから、抽出方法見直し後の施工調査等のデータを用いて、当該精度の経年変化の状況も踏まえ、動態調査の抽出方法の妥当性、精度や検証結果が動態調査創設時と同様な状態となっているかどうかについて検証を行って参りたい。

4 標本抽出時の資本金階層と表章時の資本金階級区分の相違について

- ① 施工調査の標本抽出の際に設定している資本金階層は以下のとおりであり、資本金が最も低い層については「200 万円未満」としている。これに対し施工調査の資本金階級別の表章区分のうち、資本金が最も低い区分は「200 万円未満」、動態調査では「300 万円未満」となっており、なぜこのような相違があるのか。
- ② 施工調査の標本抽出の際に設定されている資本金階層のうち、1000 万円～3000 万円未満については、「1000 万円～2000 万円未満」、「2000 万円～3000 万円未満」の層を設定しているが、施工調査及び動態調査の資本金階級別の表章区分については、「1000 万円～3000 万円未満」としていることから、標本抽出時にもこの区分で問題ないのではないか。

※ 施工調査の標本抽出時に設定されている資本金階層

個人、0 円～200 万円未満、200 万円～500 万円未満、500 万円～1000 万円未満、1000 万円～2000 万円未満、2000 万円～3000 万円未満、3000 万円以上

(回答)

- ① 動態調査表章時の資本金階層を 300 万円で区分していることについては、動態調査創設検討時において、資本金 200 万円未満の許可業者数が急激に減少したことを踏まえ、その時点での中小事業者の実態をよりの確に表現するために、表章時の区分を 300 万円未満としたものと考えている。
- ② 施工調査の抽出時において、資本金 2,000 万円で区分していることについては、資本金 1,000 万円～2,000 万円の層と 2,000 万円～3,000 万円の層の標準偏差が業種によっては約 4 倍と大きく異なり、同じ抽出層とした場合には精度への悪影響が懸念されることから、現行の抽出区分としている。

5 動態調査の標本の配分について

動態調査の標本抽出の際、完成工事高別、公共元請工事高別の標本数を決めた後、都道府県別に標本を割り振っているが、具体的にどうしているのか。

(回答)

動態調査における都道府県別の標本抽出の方法については、資料 5-6 のとおり、ネイマン配分により動態調査の抽出層毎に設定した抽出率に基づく抽出業者数を算出し、このうち半数は都道府県別の業者数に応じ抽出し、残りの半数は都道府県別に均等に抽出している。

建設工事統計調査
平成 年 建設工事施工統計調査票(1)

提出期限 調査都道府県番号* 企業番号*
平成 年 月 日 調査票番号* 調査票の種類 1

1. 企業名及び所在地
(1) 企業名
(2) 許可番号 国土交通大臣 () 第 () 号 知事 () 第 () 号
(3) 所在地 電話() 局 番

2. 経営組織
1 個人...大臣許可 3 法人...大臣許可
2 個人...知事許可 4 法人...知事許可 区分

3. 資本金又は出資金(2.の経営組織で法人とした企業だけ記入してください)
・決算期が3月31日のときは、3月31日現在の決算確定値を記入してください。
・決算期が3月31日でないときは、3月31日前の直近の決算確定値を記入してください。

4. 有形固定資産(土地を除く)
・設問3と同じ決算期の決算確定値を記入してください。

5. 業態別工事種
右に掲げる業態別工事種類一覧(32種)のうちから、年間における完成工事高の多い順に2つ選んで、その工事種類の番号を記入してください。

6. 就業者数
・7月1日現在(当日が土曜日、日曜日、休日等であったり、雨天等のため作業が通常の形で行われなかった場合は、翌日以降で作業が通常の形で行われた日とする。)における貴社の建設業部門の就業者数を以下の区分に従って記入してください。
・なお、建設業以外の部門がある場合は、当該部門の従業者数を最下段に記入してください。
・共通部門の従業者数は、売上高比率等適切な方法によって、建設業部門と建設業以外の部門にあん分してください。

就業形態表: 職種(建設業部門) vs 就業形態(a. 従業員, b. 労務外注)

7. 国内建設工事の年間完成工事高表: 発注者区分(元請工事, 下請工事) vs 工事種類区分(土木工事, 建築工事, 機械装置等工事)

業態別工事種類一覧(建設業許可の28工事種類を基本とする分類)

8. 兼業売上高
・建設業以外の売上高を記入してください。
・設問7と同じ決算期の決算確定値を記入してください。

9. 建設業の付加価値額及び原価等
①下記科目(1)(3)(4)(5)は、完成工事原価報告書等、下記科目(2)(6)(7)(8)は、完成工事原価報告書、損益計算書等に基づき、設問7と同じ決算期の決算確定値を記入してください。
②建設業以外の部門がある場合に、売上高比率であん分するなど、適切な方法により建設部門に対応する額を:

科目別金額表: (1)経費, (2)販売費及び一般管理費, (3)材料費

科目別金額表: (4)労務費, (5)外注費, (6)租税公課, (7)営業損益, (8)減価償却費

所属課名
記入者氏名
電話 直通番号 - - (又は内線番号) 内線番号:
平成 年 月 日 報告義務者の氏名

(注意) 1. この調査は、統計法(平成19年法律第53号)に基づく基幹統計調査で、調査対象の企業は報告の義務があります。
2. 記入に当たっては、別紙の「記入の手引き」をよく読んでください。この調査票は機械にかかけますので、汚したり、折ったりしないでください。
3. 秘密の保護には万全を期していますので、ありのままを記入してください。

(1) 標準字体を手本にしてください(枠からはみだしたり、小さすぎたりしないでください)。
(2) 筆記用具は鉛筆(HB・黒)又はシャープペンシル(0.5mm, HB, 黒)を使用し、ワープロ等による出力印字は避けてください。
(3) 間違えた場合は、消しゴムできれいに消してから記入してください。



建設工事統計調査
平成22年 建設工事施工統計調査票(1)

様式第3号(第8条)関係
基幹統計調査
建設工事統計
国土交通省

提出期限
調査都道府県番号
企業番号
平成年月日
調査票の種類

7. 国内建設工事の年間完成工事高
・1年決算のとき...決算期が3月31日のときは、3月31日現在の決算確定値を記入してください。
・半年決算のとき...決算期が3月31日のときは、3月31日の決算確定値と3月31日現在の直近の決算期の決算確定値との合計額を記入してください。
・工事種別区分については、「記入上の注意(その2)及び(その5)」をよく読んでください。また、下請工事は発注者区分がありませんので注意してください。

1. 企業名及び所在地
(1) 企業名
(2) 許可番号
(3) 所在地

Table with columns for 工事種別区分, 発注者区分, 元請工事, 下請工事, and various numerical columns for completion amounts.

2. 経営組織
1 個人...大臣許可
2 個人...知事許可
3 法人...大臣許可
4 法人...知事許可

3. 資本金又は出資金
・決算期が3月31日のときは、3月31日現在の決算確定値を記入してください。
・決算期が3月31日でないときは、3月31日現在の直近の決算確定値を記入してください。

4. 有形固定資産(土地を除く)
・設問3と同じ決算期の決算確定値を記入してください。

5. 業態別工事種類
右に掲げる業態別工事種類一覧(32種)のうちから、年間における完成工事高の多い順に2つ選んで、その工事種類の番号を記入してください。

- 業態別工事種類一覧(建設業許可の28工事種別を基本とする分類)
01: 土木一式工事
02: 建築一式工事
03: 水道建築一式工事
04: 大工工事
05: 左官工事
06: とび・土工・コンクリート工事
07: はつり・解体工事
08: 石工事
09: 屋根工事
10: 金属製屋根工事
11: 電気工事
12: 管工事
13: タイル・れんが・ブロック工事
14: 窯炉工事
15: 鋼構造物工事
16: 鉄筋工事
17: ほ装工事
18: しゅんせつ工事
19: 板金工事
20: ガラス工事
21: 塗装工事
22: 防水工事
23: 内装仕上工事
24: 機械器具設置工事
25: 熱絶縁工事
26: 電気通信工事
27: 造園工事
28: さく井工事
29: 建具工事
30: 水道施設工事
31: 消防施設工事
32: 清掃施設工事

8. 兼業売上高
・建設業以外の売上高を記入してください。
・設問7と同じ決算期の決算確定値を記入してください。

9. 国内建設工事の年間受注高
Table with columns for 工事種別区分, 発注者区分, 元請工事, 下請工事, and numerical columns for order amounts.

6. 就業者数
・7月1日現在(当日が土曜日、日曜日、休日等であったり、雨天等のため作業が通常の形で行われなかった場合は、翌日以降で作業が通常の形で行われた日とする。)における貴社の建設業部門の就業者数を以下の区分に従って記入してください。

Table for employment statistics with columns for 職種, 就業形態, a. 従業者(労務外注を除く), b. 労務外注.

10. 建設業の付加価値額
①下記科目(1)は、完成工事原価報告書等、下記科目(2)、(3)、(4)、(5)は、完成工事原価報告書、損益計算書等に基づき、設問7と同じ決算期の決算確定値を記入してください。
②建設業以外の部門がある場合、下記科目(2)、(3)、(4)、(5)については売上高比率であん分するなど、適切な方法により建設部門に対応する額を推定してください。

Table for value added with columns for 科目, 金額, and numerical columns for (1) 労務費, (2) 人件費, (3) 租税公課, (4) 営業損益, (5) 減価償却費.

(注意) 1. この調査は、統計法(平成19年法律第53号)に基づく基幹統計調査で、調査対象の企業は報告の義務があります。
2. 記入に当たっては、別紙の「記入の手引き」をよく読んでください。この調査票は機械にかけますので、汚したり、折ったりしないでください。
3. 秘密の保護には万全を期していますので、ありのままを記入してください。
(1) 標準字体を手本にしてください(枠からはみだしたり、小さすぎたりしないでください)。
(2) 筆記用具は鉛筆(HB・黒)又はシャープペンシル(0.5mm, HB, 黒)を使用し、ワープロ等による出力印字は避けてください。
(3) 間違えた場合は、消しゴムできれいに消してから記入してください。
数字の記入例
0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

10. 建設業の付加価値額及び原価等

建設業法に定める「損益計算書（様式十六号）」及び「完成工事原価報告書」をご参照のうえ、以降の項目のご記入をお願いします。

なお、用語の定義・説明については、P. 12を参考にしてください。

(1) 経費～ (5) 外注費・(7) 営業損益及び (8) 減価償却費については、(略)

(6) ■ 租税公課 「完成工事原価報告書」の「IV経費」の内訳科目のうち租税公課＋「損益計算書」の「Ⅲ販売費及び一般管理費」の内訳科目のうち租税公課の合計額です。（下記※参照）

下の例の場合、A+Bが租税公課となります。

【 単位にご注意！ 】 調査票は百万円単位です

<p style="text-align: center;">完成工事原価報告書</p> <p style="text-align: center;">自平成 年 月 日 至平成 年 月 日 (会社名)</p> <p style="text-align: right;">千円</p> <p>I 材料費 _____</p> <p>II 労務費 _____ (うち労務外注費 _____)</p> <p>III 外注費 _____</p> <p>IV <u>経費</u> _____</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>経費の内訳のうち、租税公課 (A) の値のみを記入してください。</p> </div>	<p style="text-align: center;">様式第十六号 損益計算書</p> <p style="text-align: center;">自平成 年 月 日 至平成 年 月 日 (会社名)</p> <p>I 売上高 _____</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>III 販売費及び一般管理費</p> <p> 役員報酬 _____</p> <p> 従業員給料手当 _____</p> <p> ⋮ _____</p> <p> 租 税 公 課 <u>B</u></p>
---	--

※ 兼業事業がある場合、損益計算書の「Ⅲ販売費及び一般管理費」に計上される部分は、兼業事業の分も含みますので、10. 建設業の付加価値額及び原価等の(2)(6)(7)(8)の調査項目については売上高比率や従業員比率を用いて按分する等して、**建設業のみの費用を推定してください。**

P. 12用語の定義・説明 ～抜粋～

租税公課	事業税（利益に関連する金額を課税標準として課されるものを除く）事業所税、不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占用料、身体障害者雇用納付金等の公課をいいます。
------	--